

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2022 年 8 月 25 日

東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号
株式会社三菱総合研究所
代表取締役社長 藪 田 健 二

東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号
株式会社 MPX
代表取締役社長 荒 生 元

株式会社三菱総合研究所（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の完全子会社である株式会社 MPX（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2022 年 8 月 8 日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2022 年 10 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の MPX に係る事業に関する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本件契約の内容（会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項）
別紙 1 のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び第 192 条第 1 号）
本件分割に際しては、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対して本件承継権利義務の対価として株式、金銭、その他の財産の交付を行いません。吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いに相当と判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ、第 192 条第 4 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は吸収分割会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

<https://ir.mri.co.jp/ja/library/securities.html>

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

吸収分割会社は、2022 年 8 月 4 日に、KYOS Holding B.V. V.（本社：オランダ ハールレム、代表取締役 Cyriel de Jong）との間で合弁契約・業務提携契約を締結し、2022 年 10 月に吸収分割承継会社の株式の 20%を同社に譲渡する予定です。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号ロ）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、2022 年 7 月 11 日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 本件効力発生日後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の 2021 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、吸収分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効力発生日以降における吸収分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の 2022 年 7 月 11 日（設立日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

吸 收 分 割 契 約 書

株式会社三菱総合研究所(以下「甲」という。)と株式会社 MPX(以下「乙」という。)は、甲の MPXに係る事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条(吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割(以下「本件分割」という。)により、本事業に関して有する本承継対象権利義務(第 3 条第 1 項において定義する。 以下同じ。)を、効力発生日(第 6 条において定義する。 以下同じ。)に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条(商号及び住所)

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社(甲)

商 号:株式会社三菱総合研究所

住 所:東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

(2) 吸収分割承継会社(乙)

商 号:株式会社 MPX

住 所:東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

第 3 条(承継する権利義務)

1. 乙が、本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、本承継対象権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本件分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第 4 条(分割対価の交付)

乙は、本件分割に際して、甲に対して一切の対価を支払わない。

第 5 条(乙の資本金等の額)

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条(効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2022年10月1日とする。但し、本件分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条(分割承認決議等)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。
3. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、取締役会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条(善管注意義務)

甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の書面による承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本件分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第9条(競業避止義務)

甲は、本件分割後においても、本事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第10条(費用・公租公課)

本承継対象権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第11条(本契約の変更、解除及び終了)

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本件分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日(第6条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。)までに第7条第3項に掲げる取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条(協議事項)

本契約に定めるもののほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2022年8月8日

(甲) 東京都千代田区永田町二丁目10番3号

株式会社三菱総合研究所

代表取締役社長 簗田 健二



(乙) 東京都千代田区永田町二丁目10番3号

株式会社MPX

代表取締役社長 荒生 元



承継対象権利義務明細

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務を甲から承継する。

1. 資産

(1) 流動資産

- ・ 本事業に属する現預金
本事業に属する前払費用

(2) 固定資産

以下に列挙する、本事業に属するシステム等(以下「本件システム等」という。)に関するソフトウェア及びソフトウェア仮勘定(もしあれば)

- ・ 電力フォワードカーブシステム
- ・ 電力フォワードカーブ算定プログラムの ASP サービスに関するシステム
- ・ 本事業に係るシミュレーション Web サイト
- ・ その他上記に付随する一切のシステム又はプログラム

(3) 簿外資産

- ・ 専ら本事業に属する備品

2. 負債

- ・ 本事業に属する前受金

3. 知的財産権

- ・ 本事業に関する特許権、実用新案権、意匠権及び著作権(これらの登録を受ける権利を含む)
- ・ その他本事業に関する一切の知的財産(本件システム等に関連する URL、HTML データ、アルゴリズム、コンピュータープログラム等を含む。)

4. 契約

- ・ 本事業に関するサービス提供契約その他本事業に関する一切の契約(雇用契約及び労働者派遣契約は除く。)上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務(ただし、効力発生日までに生じた本事業に係る売掛債権、買掛債務、未払金及び租税債務その他金銭債権債務並びに偶発債務及び簿外債務については、承継対象から除く。)

以上

メニュー名	決算報告書
集計期間	2022年 7月11日 現在
法人名	株式会社MPX
税処理	税抜
単位	(単位：円)

貸借対照表

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
【流動資産】		【株主資本】	
未収入金	20,000,000	資本金	10,000,000
流動資産合計	20,000,000	【資本剰余金】	
		資本準備金	10,000,000
		資本剰余金合計	10,000,000
		株主資本合計	20,000,000
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債純資産合計	20,000,000